

遺言書には3種類あります。

遺言書作成には3種類の方法があります。
3種類の遺言書それぞれの特徴や作成方法をきちんと理解して、ご自身の意思や目的にあったものを選択しましょう。

1. 自筆証書遺言

ひとことで言えば、すべて自分で作成する遺言書です。
作成に費用が掛からずいつでも作成できますが、様式が定められており、不備があると無効とされる可能性があります。また自宅保管のリスクもあり、先月お知らせした法務局保管制度が始まっています。



2. 公正証書遺言

遺言書を公正証書にして公証人役場に保管してもらう方法です。
自書する必要がなく、遺言書が公証役場に保管されるため紛失や改ざんのリスクがありません。ただし作成時に証人2名と財産額に応じた手数料が必要となります。

3. 秘密証書遺言

遺言の内容を秘密にしておきたいという場合の方法です。
自書または第三者の書いた遺言を封筒に入れて、証人2名と公証人の署名押印で封印されます。内容の秘密は守られますが、保管は自己管理となりますので、紛失や盗難のリスクがあります。

遺言書の書き方は民法で厳密に定められています。
思いつくままにご自身の希望を羅列するだけでは、法的に「無効」となってしまいます。専門家のアドバイスをもらって、作成されることをお勧めします。

当事務所ではお客様のご要望に合わせた相続の相談を行っています。遺言書の作成、生前対策などご相談される方が納得頂ける選択ができるよう、サポートとアドバイスを行っています。お気軽にご相談ください。